

議案第 47 号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

[改正理由]

いこいの森のこれまでの管理運営の実績を踏まえ、休場日等の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 休場日等の変更（第 6 条関係）

いこいの森の施設の休場日等を次のように変更することとする（7 月 21 日から 8 月 31 日までの期間（以下「夏季期間」という。）は、無休）。

(1) 林間運動広場、バードゴルフ場及び体験交流センター

林間運動広場及びバードゴルフ場の休場日並びに体験交流センターの休館日のうち、月曜日（休日を除く。）を木曜日（休日を除く。）に変更することとする。

(2) 林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟

夏季期間以外の休場日は、水曜日及び木曜日（休日を除く。）並びに 12 月 1 日から 2 月末日までの期間とすることとする（従前は、夏季期間以外は原則休場）。

(3) 管理棟

管理棟の休場日は、(2)の林間キャンプ場等と同様とすることとする。

2 使用時間の変更（第 7 条関係）

管理棟の使用時間を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで（夏季期間 又はバンガロー及びシャワー棟を開場 する日にあつては、午前 9 時から午後 10 時まで）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日